

ま え が き

代表幹事 岡村 勲

まず犯罪被害者の会の通称ですが、虹の会、つばさの会、いきる力の会、あすの会、明日の会などご提案をいただき、幹事会で審議した結果、「あすの会」とさせていただきます。「今日は苦しいが明日はきっとよくなる、よくしてみせる」という思いを込めたものです。

差出人が犯罪被害者の会という郵便物では近所の手前もよくないとの声も聞きますので、これからは「あすの会」の封筒でお送りします。

あすの会の事務所ができました。イトーヨーカ堂の名誉会長伊藤雅俊さんご夫妻のご好意で、ビルの一室をお借りすることができたのです。机などの什器備品は破産会社から安く買い取り、情報機器は安田生命から寄贈を受け、事務職員は恵比寿化成から出向していただくことになりました。

事務所の開設は、私たちの運動を一段と活発にするものと期待しています。ただ、安全上の問題もあって所在地の場所は公表しません。

また三井不動産から日比谷公園前の一等地にある三井ビルの会議室（350人収容可能）を大会・シンポジウムなどの時に利用させていただきとの申し出がありました。一月のシンポジウムでは会場探しに苦労しただけに、ほっとしております。

そのほか、別項に詳しく記しますが、有志企業・団体のご協力を得て、各種の会員支援を実施できることとなりました。

ご援助戴いた方々に厚く御礼申し上げます。

以上記述のほか、別項記載の最近の当会活動等によって、この会も、公的存在として認知されたようです。

あすの会（通称）決定

「犯罪被害者の会」は、公式名ですが、封筒にはこの名称を書かないでほしいとの希望もあり、今般、通称を「あすの会」とすることに決定しました。ロゴは片山徒有さんのデザインによるもので、ご覧のとおり太字明朝体に決めました。今後、どうぞご愛用下さい。

事務所オープン

従来、当会の事務所は、一定の場所に定められておらず、会の仕事に従事する幹事やボランティアの方々が、自分の仕事場で実務を処理してきました。

今般、まえがき記載のとおり、専用の事務所をもつことが出来ました。

警備その他の都合により、所在地は公表しませんが、会の仕事の実行や資料の保管の場所とします。会へのご連絡などは、従来どおり、私書箱宛の郵便や電話・FAX・（将来Eメール）でお願いします。

当会運営の基本

会員

会員は生命・身体に関わる犯罪被害者に限ります。

ボランティア

登録ボランティアには、必要に応じ、各種応援をしていただきます。

報道について

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。

また、会員の承諾なしに会の知り得た個人情報には洩らしません。

プライバシーの保護には、十分留意いたします。

また、当会事務局は会員名簿を作成・常置しますが、公表せず、ご本人の承諾のない限り外部に洩らしません。

会員支援

① 進学

犯罪被害者の子供さんで、東京の学校へ進学するのに経済的に苦しい方もおられるかと思えます。そこで当会が学生会館を運営している株式会社共立メンテナンスに支援をお願いしたところ、二食付きで一ヶ月6万円で会館を提供して下さるとの申し出を受けました。同社の石塚晴久社長には多額のご寄付を頂戴しましたが、重ねてのご好意で感謝しています。希望者は当会へ申し出てください。

② 入院

入院させてくれる病院がなかったり、3か月で退院を余儀なくされたりして困っている被害者の方がおられます。5月18日に岡村代表幹事が東京病院協会(河北博文会長)の総会で犯罪被害の実状について講演しますが、事前に協力をお願いしたところ、同協会も積極的にこれを受け止めて下さいました。近日中に当会と同協会でも具体的な取り決めができると思います。お困りの方は当会に相談してください。

当会の設立目的は、立法と行政に対する提案でしたが、日々困っておられる会員をこのままにしておくことはできません。以上のように会員支援事業も始めました。その他ご希望の提案もお待ちしております。

最近の当会活動

☆4月7日

衆議院法務委員会に岡村、宮園、渋谷が出席し、岡村が参考人として犯罪被害者の実状と被害者の権利、被害回復制度の必要性を述べました。

☆4月15日

日弁連シンポジウム「犯罪被害者支援の不備を問う」で、岡村が問題提起をしました。

☆4月19日

石原東京都知事と会談し、協力を要請しました。石原知事は1時間も時間をとって下さり、できるだけ協力を約束して下さいました。

☆4月28日

岡村、林良平、猪野京子が法務省人権擁護審議会に出席し、被害者に対する人権侵害を訴えました。

(4月7日衆院法務委における 岡村参考人の発言要旨)

私は弁護士だが、仕事上の逆恨みにより妻を身代わりにされた。被害者になってはじめて、被害者が法の保護の外におかれているのを発見した。

その例は、傷害を負わされた場合、救命救急費は全部被害者の自己負担、これに対し、国は加害者の治療費に総額20億円も支出している。

被害回復のための訴訟費用も自己負担額が多、犯給法による支給額は僅少(年間5億円強)。これに対し国は加害者(未決者)に年間100億円強の費用をかけている。

刑事裁判においては、被害者は全く埒外におかれている。被害者は公判で発言も出来ないし、記録も全部は見られない状況では判決に納得できない。不起訴処分にするについても、被害者の意見は聞かれない。

マスコミも被害者に対する配慮が足りない。

以上のようなところから、私は、犯罪被害者の経済的・精神的な支援、補償が、被害者の当然の権利であると認められる社会をつくらせていただきたいと思う。被害者に国の費用で弁護士をつけたり、昔あった付帯私訴制度の復活をお願いしたい。

解説

犯罪被害者に対する経済的な支援

加害者は、自分が犯した罪の償いとして、被害を弁償する責任があります。しかし、加害者に財産がない場合、加害者が誰であるかわからない場合には、被害者は被害弁償を受けられず、まさに自腹を切ることになります。誰が犯罪被害者になってもおかしくない世の中になりました。不幸にして犯罪被害者になった方々に対し、公的な機関が、加害者に代わって被害を補償する制度が必要となっています。

まず、犯罪被害者等給付金支給法が、三菱重工ビルが爆破された事件などをきっかけにできました。この法律により、殺人などの生命に関わる犯罪被害者の遺族や、重大な障害を負った被害者は、被害弁償を受けられない場合、国から給付金を受けることができます。窓口は、事件を担当した警察署になりますので、給付金をもらえる資格や必要書類などの詳しいことは、担当警察署におたずね下さい。

給付金は、申請をしないともらえません。また、時効がありますので、犯罪被害を知った日から2年経つか、犯罪被害を知らなくても犯罪被害が発生してから7年経つと、申請ができなくなります。給付金制度を知らなかったため時効にかかり、申請できなかった方からご連絡をいただくことが、何回かありました。捜査を担当した警察署は、忘れずに、被害者に給付金制度があることを説明すべきです。

申請を受け取ると、都道府県の公安委員会が審査をします。申請から給付まで1年程度かかるようですが、手続きを簡略化して、もっと短縮する必要があります。

給付金の平均支給額は、遺族に対するもので223万円、障害を受けた方に対するもので514万円となっています。たとえば、自賠責保険では死亡の場合の保険金の上限が3000万円ですから、他の制度と比較しても、給付金の平均支給額は少額です。平成10年度に給付金の支給を受けた被害者は153人で、総額は約5億6900万円です。支給を受けた人数は、実際に被害を受けた方的人数からすると極めて少なく、知らない方が多数おられるのだと思います。

このほかに、被害者に対する経済的な支援として、財団法人犯罪被害救援基金が、犯罪被害遺児に対する奨学金の給与や重障害を受けた犯罪被害者に対する障害見舞金の給付を（電話03-3595-2007）、財団法人交通遺児育英会が、交通事故により重障害が残った方の子弟への学資援助を（電話03-3581-2271）、財団法人自動車事故被害者援護財団が、交通事故により後遺障害が残った方などへの資金援助（電話03-3237-0158）を行っております。

できごと

- 3月22日 山口県光市の母子殺人事件（本村さん）について、山口地裁は無期懲役の判決を下した。
- 4月 3日 社団法人被害者支援都民センター発足。
- 4月 5日 警察による犯罪被害者支援ホームページが開設された。
- 4月16日 埼玉県本庄市保険金殺人疑惑事件4名再逮捕。
- 4月21日 犯罪被害者保護法案として、刑事訴訟法・検察審査会法の改正案が、衆院本会議で全会一致で可決され、参院に送付された。
- 5月 1日 愛知県豊川市17才少年の主婦殺害事件。
- 5月 3日 西鉄高速バス乗っ取り・殺人事件。

当面の行事予定

犯罪被害者の会第2回大会

2000年9月3日(日)

10:00~16:00

場所 クレオ大阪西

大阪市此花区西九条6-1-20 JR環状線・阪神西大阪線「西九条」駅下車徒歩3分
(予定議事)

1. 前回ご発言にならなかった犯罪被害者の方の生の訴えの発表
2. 一般の方のご意見・ご感想の発表
3. 要約・コメント・取りまとめ
4. 建議
5. 総務事項

上記で第2回の集会を実施する計画で、準備作業を進めております。
詳細が固まり次第、お知らせします。奮ってご参加下さい。

9月2日(土) 前夜祭実施予定

前日夕刻前夜祭を実施予定です。会員相互に語り合い、悩みを分かち合い、意見と気持ちをすり合わせ、親睦を深めたいと思います。地域別に集まることも考えています。詳細が固まり次第、別途お知らせしますが、是非ご参加下さい。

宿泊を要する方の宿舎や交通の切符の手配は各自にお願いします。

当会の会計について

当会の会計については、会員から会費を徴集しておりません。

もちろん、郵送料・通信料等の諸経費が必要となりますが、今のところ、これらは有志の方々の寄付金で賄っております。

当会発足後、約3か月で284件のご寄付をいただきました。厚く御礼申し上げます。

会の発展に伴って、経費も増加する見込みにつき、お志のおありの方々には今後もお支援をお願いいたします。

郵便振替口座は下記のとおりです。

口座番号

00170-6-100069

加入者名

犯罪被害者の会

あとがき

第1号を発行してから、またたくまに、2か月が経ってしまいました。世の中の動きは早く、この間にもいろいろの出来事が重なりましたので、一刻も早く皆様と連絡をとりたい想いで、第2号を創りました。

不備な点が一杯ですが、連帯の証しとしてご容赦下さい。今後もこのペースで発行を続けたいと考えております。

**犯罪被害者の会
(通称 あすの会)**

〒100-8694

東京中央郵便局 私書箱1646号

TEL 03-5319-1773

FAX 03-5319-1774

(4月26日から変更になりました)

Eメールとホームページは準備中です